

第2回 繊維産業技能実習事業協議会 提出資料

2018年4月12日 一般社団法人 日本ボディファッション協会

1. 縫製業（実習生受入企業として）

(1) 技能実習の実施状況

- ・受入れ企業は 11社 44事業所 304名（会員企業）、管理団体は 14団体でほとんどが特定管理団体
- ・違反事例は現状はなし。ただし、失踪者は多少あり。

- ・会員外では、32企業 32事業所 約110名が実習中と推定される。

(2) 問題事例等

- ・とくにありません（失踪は除く）

(3) 好事例

- ・生活面でのサポート

母国家族との定期的な連絡の推奨、送り出し機関による日本でのカウンセリング、生活指導員による個人の悩みや不満の把握と相談、会社イベント（旅行・花見・夏祭り等）の実施、ボランティア活動を通じた地域との交流、日本語の勉学と作文コンクール等への参加奨励・指導 など

(4) 技能実習の適正な実施に係る課題

- ・コミュニケーションの課題

受入れ国が、中国から東名アジア諸国にシフトするなか、通訳者の採用が難しくなる可能性
管理団体と受入れ企業ならびに実習生の通訳を交えた意思疎通

- ・入国前の切り替え、入国後の対応

予定してる実習生が、入国前に病気等で来日できなかった際、他の実習生とスムーズな切り替えができるよう、書類が簡素化できないか。
また、入国後実習生本人が技能実習の内容が合わないと感じたり、企業側が不適切と感じた場合、いったん帰国した後、再度手続きを行い、違う業種に転職できないか

- ・就労について

高度技能を取得した実習生については、2号もしくは3号終了後、技能実習から就労に切り替えることができるようにしてはどうか（就労期間は、一定の期限を設けることも可）

- ・技術育成設備の拡充と、技術者の育成

国内の高齢化が進むなか、技術伝承が難しくなっている。技能実習生が技能を習得するためにも、各地での訓練施設や設備の拡充・利用促進をはかるとともに、日本人の技術者育成が急務になっている

- ・繊維業界への希望者の減少

技能実習の職種・作業が毎年増加するなか、繊維業界への希望者が減少し、受け入れが厳しくなる可能性がある
他の職種との賃金差等も大きな課題のひとつ

(5) 技能実習の適正な実施にむけた取組み提案

- ・商品価格の引き上げ

最低賃金や社会保険料等が上昇するなか、商品の販売価格（単価）はほとんど変わっていない（むしろ下がっている）
受入れ企業側にとって大きな負担となっていることから、商品の価格を引き上げることが必要ではないか

- ・下着類製造職種として

下着類製造職種としての受入れは、認可されてからまだ日が浅いため、実習生受入れ企業・管理団体との情報交換を密にして、課題把握に努めたうえで、その解決施策を優良企業の事例などを参考に提案していく

(6) 団体の特徴的なこと

- ・手作業と、種類の多いマシン

縫製に関しては、自動化（機械化）が進んでおらず、ほとんどの作業を複数種類のマシンを使用して手作業で行うため、熟練するまでに多くの時間を要する。したがって、手先の器用さや、経験と知識が必要な技術職種と考えられる

- ・帰国後の状況

一部ではあるが、帰国した実習生が自立したり、日系企業に就職している

2. 発注者

(1) 自主行動計画

- ・自主行動計画の周知・徹底
各種会合・メールニュースなどを通じて、自主行動計画についての周知・徹底を図っている
また、関連説明会やセミナーへの参加を促している
- ・定期的な社内確認
一部の企業では、法に基づき適正な契約が交わされているか、また不法な取引が行われていないか等について、定期的に社内確認を実施している

(2) サプライチェーンの状況

- ・自社およびグループ企業での縫製が多い
平成29年の当協会 業況調査から、自社工場・合弁工場での生産が、全体の50%を占めている（国内・海外の合計、内訳は不明）
外部への発注が約50%であるが、そのうちの約75%は海外生産であることから、国内で縫製を外注しているのは約12%と少ない
- ・PB受注が18%
自社ブランド（NB）以外に、チェーンストア（CS）や一部SPAのプライベートブランド（PB）の生産が18%ある
PBについては、発注者としての立場よりも、受注者として優越的地位の濫用にあたる事例が起らないよう留意しておく必要
- ・国内縫製の外注12%のうち、約2/3は会員相互間での取引で、問題は発生していない
- ・上記以外の国内縫製の外注のうち、会員外への発注については、現在把握できていないため、今後把握していくように努める